

令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件

原告

被告 国外3名

求釈明申出書

令和5年12月15日

福岡地方裁判所小倉支部

民事第3部(合議口係) 御中

被告豊川市代理人

弁護士 中村 勝



1 医事関係訴訟において原告に求められること

- (1) 東京地裁医療集中部の「医療訴訟の審理運営について」(判例タイムズ1505・5)では、医療訴訟で原告において主張立証すべき内容について、以下のように指摘する。

「原告は、①注意義務の具体的内容(いつの時点で、医師が何をすべきか)、②注意義務を基礎付ける事実(患者の症状、臨床所見、検査結果等)、③注意義務を裏付ける医学的知見(医学文献等)、④当該事案における注意義務違反の具体的態様を主張する必要がある。」

医事関係訴訟において、立証責任が医療機関側に安易に転換されることはない。

- (2) 原告本人は、豊川市民病院に対し、本訴提起前の令和3年10月12日付けで堀川の診療記録、画像の診療情報提供(診療録開示)を申請しており、豊川市民病院は速やかに診療記録、画像の提供申出に応じてい

る。また、被告豊川市は、令和5年8月16日付で、診療録（戊A1）、画像検査記録（戊A2）を提出している。原告において、堀川の診療経過を検討することは可能である。

2 原告の被告豊川市に対する注意義務として主張している内容は、概ね以下のとおりと考えられる。

(1) 「有害事象が発生した場合は適切な医療措置を直ちに実行しなければならない。」（訴状119頁）

(2) 「武漢ウイルス感染者か本件ワクチン接種後に発生する有害事象発症患者のいずれの疾患であるのか区別する技術も能力もない。」（原告準備書面(5)14頁）

(3) 「武漢ウイルス感染者を治療する技術も、本件ワクチン接種後に発生する有害事象を治療する技術もない。」（原告準備書面(5)14頁）

(4) 「豊川市民病院は、堀川の症状が増悪していることの情報を得て、転院後においてもそれを認識したのであれば、直ちにエクモ治療の措置を講ずるべきであった。」（訴状13頁）

「エクモ治療のために蒲郡市民病院から転院を引き受けたにもかかわらず、堀川の意向とは無関係に適切な医療措置を講じる義務があった」（原告準備書面(5)7頁）

(5) 「転院後において、堀川の症状がワクチン接種後に遷延した副作用によるものであるのか、武漢ウイルス感染症によるものか判断ができずに、対症療法しかなかった豊川市民病院の医療措置における最大の過失がある。」（原告準備書面(5)7頁）

(6) 「本件ワクチン接種によって死亡したことが推定される事例については解剖検査を行って死因及び因果関係等を特定しなければならない義務」

3 被告豊川市は、令和5年8月16日付答弁書の第4項において、「堀川の病状、画像所見、エクモの適応等の具体的事実や医学的知見を踏まえつつ、

本件における豊川市民病院の具体的注意義務の内容，及び注意義務違反の認定の根拠となる具体的事実を主張するよう求める。」との求釈明を行ったが，現時点において具体的に釈明されていない。

被告豊川市としては，1項(1)の指摘に照らし，まず，原告から以下の点について具体的に釈明された上で，必要に応じて反論していく予定である。

よって，改めて以下のとおり求釈明を申し立てる。

- (1) 「有害事象が発生した場合は適切な医療措置を直ちに実行しなければならない義務」

「武漢ウイルス感染者を治療する技術も，本件ワクチン接種後に発生する有害事象を治療する技術もない。」

との点について

ア 適切な医療措置とは具体的に，いつの時点で，どのような医療措置を行う義務であるかを具体的に主張されたい。

イ アの医療措置を行う注意義務を基礎づける事実（堀川の症状，臨床所見，検査結果等）を具体的に主張されたい。

ウ アの医療措置を行う注意義務を裏付ける医学的知見（医学文献等）を具体的に主張・立証されたい。

- (2) 「武漢ウイルス感染者か本件ワクチン接種後に発生する有害事象発症患者のいずれの疾患であるのか区別する技術も能力もない。」

「転院後において，堀川の症状がワクチン接種後に遷延した副作用によるものであるのか，武漢ウイルス感染症によるものか判断ができずに，対症療法しかなかった豊川市民病院の医療措置における最大の過失がある。」

について

ア 武漢ウイルス感染者か本件ワクチン接種後に発生する有害事象発症患者のいずれの疾患であるのか区別する技術とは具体的に，どのような診

療行為、技術であるのかを具体的に明らかにされたい。

イ アの区別をすることが、現代医学の実践に照らして医療水準であることを具体的に明らかにされたい。

ウ 武漢ウイルス感染者か本件ワクチン接種後に発生する有害事象発症患者のいずれの疾患であるのかについて、仮に区別できた場合に、その後の治療方法をどのように変更すべきであったのかを具体的に明らかにされたい。

- (3) 「蒲郡市民病院からエクモ治療が必要であると判断して堀川が転院してきたのであれば、直ちにその治療を施さなければならない義務」

「エクモ治療のために蒲郡市民病院から転院を引き受けたにもかかわらず、堀川の意向とは無関係に適切な医療措置を講じる義務があった」について

ア エクモ治療を実施する注意義務について、その注意義務を基礎づける事実（堀川の症状、臨床所見、検査結果等）を具体的に主張されたい。

イ エクモ治療を実施する注意義務を裏付ける医学的知見（エクモの適応を含めて）を具体的に主張されたい。

- (4) 「本件ワクチン接種によって死亡したことが推定される事例については解剖検査を行って死因及び因果関係等を特定しなければならない義務」について

ア 本件ワクチン接種によって死亡したことが推定されることについて、いかなる条件を満たした場合に「推定される」のか、その推定の根拠となる基準等を具体的に明らかにされたい。

イ 本件で堀川が、アの「推定される」基準を満たしていることを基礎づける事実を具体的に主張されたい。

ウ 本件ワクチン接種によって死亡したことが推定される場合に，解剖実施すべき注意義務の根拠等（司法解剖，行政解剖，病理解剖，警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条による解剖）を具体的に明らかにされたい。

以上